

# 広島市水道局週休2日交替制工事試行要領(土木工事及び配管工事)(R6.6)

(令和6年6月1日制定)

(趣旨)

第1条 本要領は、広島市水道局発注の土木工事・配管工事における働き方改革促進の一環として「週休2日交替制工事」を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。

(定義)

第2条 「週休2日交替制」とは、対象期間において技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休(8日/28日)の割合以上の休日を確保することをいう。

2 「対象期間」とは、対象の技術者及び技能労働者ごとの現場従事開始日から現場従事完了日の翌々日までの期間とし、次の期間は対象期間から除く。

なお、施工体制台帳に記載されている工期外を対象期間とすることはできない。

(1) 年末年始6日間、夏期休暇3日間

(2) 工場製作のみを実施している期間

(3) 工事全体を一時中止している期間

(4) 災害時の緊急対応等により休工となる期間

(5) 連続7日以上現場従事しない期間(ただし、(1)～(4)の期間を含む場合はその日数を除く。また、期間の始めの2日間は直前の従事期間の休日取得日とし、連続7日以上の日数には含まない。)

(6) 連続現場従事期間が14日間(休日含む)未満の期間(ただし、(1)～(4)の期間を含む場合はその日数を除く。)

3 「技術者及び技能労働者」とは、施工管理を行う者及び建設現場の直接的な作業を行う者を行い、本取組の実施状況確認の対象者は、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人のうち、当該現場に連続して14日間(休日含む)以上従事する者(以下「対象者」という。)とする。ただし、交通誘導警備員は対象としない。

4 「現場従事開始日」とは、対象者が工事目的物の施工に係る現場作業(準備期間は含まない)に従事する初日をいう。ただし、対象者の「現場従事開始日」以降に2項(5)の期間が発生した場合は、2項(5)の期間開始日の前日をそれまでの工程における「現場従事完了日」とし、2項(5)の期間経過後の最初の現場従事日を次工程における「現場従事開始日」とする。

また、対象期間は、工程ごとの連続現場従事日数が14日間(休日含む)以上の期間を対象とする。

なお、「現場従事開始日」を対象者の休日取得日とすることはできない。

5 「現場従事完了日」とは、対象者が工事目的物の施工に係る現場作業(後片付け及び工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去を除く。)に従事する最終日をいう。ただし、対象者の「現場従事開始日」以降に2項(5)の期間が発生した場合は、2項(5)の期間開始日の前日をそれまでの工程における「現場従事完了日」とし、2項(5)の期間経過後の最初の現場従事日を次工程における「現場従事開始日」とする。

また、対象期間は、工程ごとで連続現場従事日数が14日間(休日含む)以上の期間を対象とする。

なお、「現場従事完了日」後の2日間は、対象者の休日取得日として対象期間に含めるものとし、この期間が2項(1)～(4)に該当する場合であっても休日取得日として対象期間に含めるものとする。ただし、「現場従事完了日」後の2日間は施工体制台帳に記載されている工期外となる場合は、対象期間に含めないものとする。

- 6 対象者ごとの対象期間における休日取得日数の率を平均したもの（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の場合に、「週休2日交替制」が達成されたものとする。

（対象工事）

第3条 対象工事は、「広島市水道局週休2日工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R6.6）」による工事（以下「週休2日工事」という。）の受注者が、実施方法を「週休2日交替制工事」に変更することを希望した工事とする。

（実施方法）

第4条 受注者は、工事着手前に対象者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法等を具体的に記載した工事打合せ簿を発注者に提出し、承諾を得ること。

- 2 受注者は、現場代理人が休日取得する場合、適切な施工体制の確保及び発注者と連絡を取れる現場連絡員（受注者が直接雇用している者）の配置等、連絡体制を確保すること。
- 3 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日交替制工事」である旨を明示すること。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA4サイズ横以上とする。

記載内容の例

<p style="text-align: center;"><b>週休2日交替制工事</b></p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、労働者が交替しながら4週8休の休日確保に取り組む試行工事です。</p> <p style="text-align: center;">発注者:広島市水道局〇〇〇課</p> <p style="text-align: center;">受注者:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>
---

（実施報告）

第5条 受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日取得状況表（施工様式-60）」を発注者に提出するとともに、対象者ごとの休日取得状況（現場従事状況）が確認できる資料を提示しなければならない。

- 2 前項によらず、対象期間中に発注者が実施状況について資料の提示を求める場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- 3 発注者は、1項の資料により、休日率の確認を行うものとする。

（経費等の補正）

第6条 受注者の希望により実施方法を「週休2日工事」から「週休2日交替制工事」に変更した工事は、補正対象から機械経費（賃料）・共通仮設費率・市場単価及び水道用資材等価格調査業務により決定している工事費を除外し、休日率28.5%以上であったものとして速やかに変更契約を行うものとし、最終変更契約時において、休日率の実績に応じた次項の補正係数に設計変更するものとする。

なお、土木工事標準単価については別表1の補正係数を乗じて補正済み単価を算出する。

2 休日率に応じた、補正係数は以下のとおりとする。ただし、「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象としない。

補正係数

休日率	21.4%未満	21.4%以上 <sup>※1</sup> 25.0%未満	25.0%以上 <sup>※2</sup> 28.5%未満	28.5%以上 <sup>※3</sup>
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05
現場管理費率	補正なし	1.01	1.02	1.03

※1：6日/28日以上 7日/28日未満

※2：7日/28日以上 8日/28日未満

※3：8日/28日以上

(工期)

第7条 「週休2日交替制工事」への実施方法の変更に伴う工期変更は行わないものとする。

(工事成績評定)

第8条 発注者は、対象期間において「週休2日交替制」を達成できた場合、工事成績評定の「2. 施工状況」、「②工程管理」及び「5. 創意工夫」において評価する。

2 「週休2日交替制」を達成できなかった場合において、減点は行わないものとする。

(アンケート調査等)

第9条 受注者は、本取組について発注者からヒアリングやアンケート等の依頼があった場合は、これに協力すること。

(提出書類の虚偽)

第10条 「休日取得状況表（施工様式-60）」の内容について、虚偽が判明した際には、指名停止となる場合がある。

(施工実績)

第11条 発注者は、対象期間において「週休2日交替制」を達成できた場合は、受注者へ通知する「工事成績評定通知書」の「9 その他特記事項」において施工実績を証明する。

なお、評定の対象とならない工事については、検査合格後に受注者が希望する場合は「週休2日交替制工事実績証明書（検査様式-25）」を交付し、施工実績を証明するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

別表1 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	休日率による補正係数		
		21.4%以上 25.0%未満	25.0%以上 28.5%未満	28.5%以上
区画線工		1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02
塗装除去工		1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.00	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリップ管(ハウエル 管)設置工		1.01	1.02	1.04

※週休2日工事には適用できない。